⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、上記３⑷に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記３⑷に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする（入札説明書参照。）。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、専任の配置予定技術者が義務付けされている工事において、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、配置予定技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする（入札説明書参照。）。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等（以下「契約後ＶＥ提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後ＶＥ提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は港湾工事共通仕様書による。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒁　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Naruse, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for Area 3 Pavement at Naha airport second runway.

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 21 April 2017.

⑸　Time limit for the submission of tenders by tenders brought with 2 : 00 P.M. 22 June 2017 or submitted by registered mail 2 : 00 P.M. 22 June 2017.

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 29 年 3 月 21 日

国立大学法人筑波大学
附属病院長　松村　　明

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

○第３号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量
統合医療情報システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成29年度10月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　「電子カルテ」運用を前提とし、診療を安全かつ円滑に進めることを目的として統合医療情報システムの更新を行う。統合医療情報システムは電子カルテ、オーダエントリーシステム、医事会計／保険請求システム、地域連携システム、データウェアハウス等からなるシステムソフトウェアと、検体検査、細菌検査・感染管理、放射線検査・画像管理、生理機能検査、病理検査、内視鏡、輸血、薬剤、血液浄化、栄養管理、リハビリ等の部門情報システム、及び、それらのシステムを動作させるためのサーバ群とクライアント端末類、およびプリンタなどからなる。なお、統合医療情報システムの構築に当たっては、以下の諸項目に留意すること。

ａ　365日24時間の安定稼働の実現

ｂ　障害時の速やかな復旧体制（システム・データのバックアップ体制）の確立

ｃ　ｅ－文書法に則った電子診療録に適う標準的病院情報システムの整備

ｄ　医療安全のための適切な認証システムの整備

ｅ　臨床研修教育病院としての適切な承認システムの整備

ｆ　改正個人情報保護法に対応した適切な診療情報保護機能

ｇ　地域包括ケアに対応する地域連携システムの整備を推進蓄積された診療の電子化データの完全継承

ｈ　調達の範囲を拡大し、内視鏡部門システム、薬剤部門システムおよび生理機能検査部門システムを含め、全ての部門システムとの密な連携を実現

ｉ　部門システム（特に既設の手術室・ＩＣＵ・ＮＩＣＵ・眼科・耳鼻科）とのシームレスな連携を維持

ｊ　既に稼働している国立大学病院災害時バックアップシステムとの連携を継承

ｋ　既に稼働している筑波大学つくば臨床医学研究開発機構データセンター等との連携の確保

ｌ　外部よりの持ち込み診療情報（文書・画像）の診療前電子化処理の実施

ｍ　つくば臨床検査教育・研究センターおよびつくば画像検査センターとの密な連携の維持

ｎ　厚労省認定の標準情報規格（「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」）の実装

ｏ　経済産業省相互運用性事業によるシステム基盤に関する基本仕様を満たすこと

(ｱ)　診療情報の相互運用性の確保（ＪＡＨＩＳ基本データセット適応ガイドラインVer.2.2）

(ｲ)　標準的な方式による電子的診療情報の交換のための標準仕様（ＳＳ－ＭＩＸ２）の採用

ｐ　外国人患者の増加への対応のため、多言語サポートの強化

Ｂ　今回の調達における現行システムへの機能追加要求項目

ａ　保健医療福祉分野の公開鍵基盤（ＨＰＫＩ）との連携の実現

ｂ　様々な部門システムの画像・文書について、患者ＩＤおよび実施日をキーとして一覧表示可能な統合画像・文書ビュー機能の実現

ｃ　様々なデータ収集事業に対応するため、標準化規格によるデータ出力の実現

Ｃ　遵守すべき安全管理ガイドライン等

ａ　医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版厚生労働省（平成28年３月）

ｂ　リモートサービスセキュリティガイドラインVer.3.0保健医療福祉情報システム工業会（平成28年６月）

ｃ　ＡＳＰ・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1.1版総務省（平成22年12月）

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成29年５月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒305―8576 つくば市天久保２丁目１番地の１　国立大学法人筑波大学病院総務部企画運営課契約管理係長　鈴木　智子
電話029―853―3901